

# 川崎市におけるサテライト型小規模保育事業補助金について

## ■事業内容

保育所、認定こども園、幼稚園が、地域の家庭的保育や小規模保育事業所等をサテライト施設と位置付け、連携支援コーディネーターを配置し、保育内容の支援を行うとともに、3歳に達して卒園する児童の受入れを重点的に行う場合に、年額4,549千円を限度として、その必要経費を補助し、また、2歳児の受入抑制に係る経費補填を行う。

## ■実施要件

### ①連携支援コーディネーターの配置

小規模保育事業所等への助言、卒園後の受入れに向けた調整等を実施

例)連携促進に向けた交流計画の作成と実践、嘱託医健診・歯科検診の受診支援、卒園児の円滑な接続に向けた調整、地域情報(感染症や防犯等)の共有など(ただし小規模保育事業所経由の給付上の市連携保育加算、年額36万円とは重複不可)

### ②小規模保育事業所等との接続促進

翌年4月に向けた3歳児の受入枠の確保(確保数は6人以上としサテライト施設の卒園児の受入れの完結が条件)。複数施設での受入れも可。定員内訳の変更までは要件としないが補助額から2歳児2人程度の定員割愛に相当)

### ③小規模保育事業所等との運営条件の近接化(ただし連携施設が認定こども園・幼稚園の場合に限る)

小規模保育事業所等からの卒園児を円滑に受入れるため、少なくとも次の条件整備が必要(1年の猶予期間を設ける)。

ア) 土曜開所 イ) 長期休業日開所 ウ) 11時間半(7:30~19:00)以上開所

エ) 保育を必要とする児童への給食提供(外部搬入でも可)

オ) 保育にまつわる市が認める上乗せ\*徴収以外の徴収の禁止(幼児教育にまつわるものは許容)

\*ここでいう市が認める上乗せ徴収とは、上記ア～エに係る預かり保育事業補助金で賄えない預かり保育料及び給食代(別途料金のガイドラインを設定)をいう。